

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q

保育所へ子どもを迎えに行くため通常とは違う通勤経路を取り、交通事故に遭った場合、通勤災害となるか

当社の社員が退社後、保育所に子どもを迎えに行った際、交通事故に遭いました。普段は配偶者が迎えに行くことになっているものの、急な所用でその日だけ対応できず、代わりに出向いた際に本人の不注意から自動車と接触したようです。この場合、通勤災害となるでしょうか。

(神奈川県 I社)

A

被災者の配偶者が就業者であり、かつ、一般的に用いられる交通手段（明らかに合理性を欠く方法を除く）により子どもを迎えに行く場合には、当該移動は、「合理的な経路及び方法」による移動に該当し、「通勤災害」として認められる可能性は高い

回答者 野中 純 のなか じゅん 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 通勤災害とは

通勤災害とは、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいいます（労災保険法7条1項）。

また、通勤とは、労働者が就業に関し、以下の①～③のいずれかの移動を、合理的な経路および方法により行うことをいいます。

- ①住居と就業の場所との間の往復（例：自宅から勤務先への出勤、勤務先から自宅への帰宅）
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動（例：1日に二つの勤務先へ就業する場合の移動）
- ③①の往復に先行し、または後続する住居間の移動（例：単身赴任者の居住地と家族の居住地との居住地間の移動）

しかし、通勤の途中で、労働者が往復の経路を逸脱し、往復を中断した場合には、それ以降は、原則として通勤とは認められません。しかし、当該逸脱、中断が日常生活上必要な行為のうち、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行う

最小限度のものである場合には、その間を除き、その後の往復は、通勤となります[図表]。

2. 合理的な経路とは

ご質問のケースでは、保育所へ子どもを迎えに行く経路が「合理的な経路」に該当するか否かが問題となるかと考えます。行政解釈（昭48.11.22

図表 厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる日常生活上必要な行為（労災保険法施行規則8条）

- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
- ②職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

基発644、最終改正：平28.12.28 基発1228第1）では、「他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等にあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となる」とされています。

すなわち、ご質問のケースでは、被災者の配偶者が専業主婦（専業主夫）に該当せず、就業者である場合には、被災者は「子供を監護する者がいない共稼労働者」に該当します。そのため、やむを得ない急な事情により配偶者の代わりに子どもを迎えに行くときの経路は、「合理的な経路」として認められる可能性が高いと考えます。

一方で、当該配偶者が専業主婦（専業主夫）の家庭の場合においては、被災者は「子供を監護する者がいない共稼労働者」に該当しませんので、子どもを迎えに行く経路は、「合理的な経路」として認められない可能性が高いと考えます。

3.合理的な方法とは

同通達において、「鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、当該労働者が平常用いているか否かにかかわらず一般に合理的な方法と認められる」とされています。

また、同通達においては、「免許を一度も取得したことのないような者が自動車を運転する場合、自動車、自転車等を泥酔して運転するような場合には、合理的な方法と認められない」と定められており、「飲酒運転の場合、単なる免許証不携帯、免許証更新忘れによる無免許運転の場合等は、必ずしも、合理性を欠くものとして取り扱う必要はないが、この場合において、諸般の事情を勘案し、給付の支給制限が行われることがある」とされています。

すなわち、「合理的な方法」は、平常用いられる交通手段に限定されておらず、一般的に用いられる交通手段（公共交通機関、本来の用法に従った自動車・自転車運転、徒歩等）であれば「合理

的な方法」として認められると考えます。ただし、運転未経験者が無免許で運転する場合や泥酔状態での自動車、自転車等運転をする場合等は、「合理的な方法」とは認められませんので留意してください。

4.ご質問のケース

ご質問のケースにおいては、「通勤」として認められるために、以下の二つの条件をいずれも満たしていることが必要となると考えます。

- ①被災者が「子供を監護する者がいない共稼労働者」に該当すること
- ②被災者の交通手段が「自動車を運転したことがない無免許運転の場合や泥酔で自動車、自転車等を運転する場合」等、明らかに合理性を欠く方法でなく、一般的に用いられる交通手段（公共交通機関、本来の用法に従った自動車・自転車運転、徒歩等）であること

すなわち、被災者の配偶者が就業者であり、かつ、一般的に用いられる交通手段（明らかに合理性を欠く方法を除く）により子どもを迎えに行く場合には、当該移動は、「合理的な経路及び方法」による移動に該当し、「通勤」として認められる可能性は高いと考えます。

一方で、被災者の配偶者が専業主婦（専業主夫）である場合には、当該移動は、「合理的な経路」に該当しないため、「通勤」として認められる可能性は低いと考えます。また、被災者の交通手段が明らかに合理性を欠く方法（運転未経験者が無免許運転する場合や泥酔での自動車、自転車等運転等）により子どもを迎えに行く場合には、当該移動は、「合理的な方法」に該当しないこととなり、「通勤」として認められる可能性は低いと考えます。

被災者の配偶者が専業主婦（専業主夫）であるか否か、交通手段が合理的手段によるものであるか否かによっても、ご質問のケースにおける移動が「通勤」に該当するか否かの判断は分かれます。実務上の対応としては、被災者の配偶者の就業実態および移動のための交通手段を具体的に把握することが必要となることに注意してください。